

松江市福祉医療費助成制度のご案内

(重度の障がい者)

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します。(保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外)

対象となる方 (所得制限あり)

- ① 重度の身体障がいのある方 (身体障害者手帳の総合等級1・2級)
- ② 重度の知的障がいのある方 (療育手帳の判定等級A)
- ③ 重度の精神障がいのある方 (精神障害者保健福祉手帳1級)
- ④ ねたきり者の方【ただし、認定から1年間のみ対象】
(65歳以上で3ヶ月以上臥床し、日常生活に介助が必要な方。)
- ⑤ 身体障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
(身体障害者手帳の総合等級3・4級+IQ50以下)
- ⑥ 身体障がいと精神障がい重複し重度と認められる方
(身体障害者手帳の総合等級3・4級+精神障害者保健福祉手帳2級)
- ⑦ 精神障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
(精神障害者保健福祉手帳2級+IQ50以下)

申請の手続き

松江市役所障がい者福祉課又は各支所市民生活課の窓口へ交付申請書(必要書類等添付)を提出してください。助成対象の方に福祉医療費医療証(資格証)を交付します。

【お問い合わせ・受付窓口】

松江市役所 障がい者福祉課 障がい者福祉係

〒690-8540 松江市末次町86番地

TEL 0852-55-5945

FAX 0852-55-5309

E-mail: s-fukushi@city.matsue.lg.jp

各支所 市民生活課

鹿島支所

TEL 55-5704 FAX 55-5719

島根支所

TEL 55-5724 FAX 85-3184

美保関支所

TEL 55-5744 FAX 72-2115

八雲支所

TEL 55-5764 FAX 55-5779

玉湯支所

TEL 55-5784 FAX 62-3015

宍道支所

TEL 55-5806 FAX 55-5819

八束支所

TEL 55-5824 FAX 55-5839

東出雲支所

TEL 55-5844 FAX 52-2416

資格の更新手続き

福祉医療費医療証（資格証）は毎年資格更新の手続きが必要です（更新日 10月1日）。提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方に医療証（資格証）を交付します。

申請（交付・更新）に必要なもの

- 健康保険証または後期高齢者医療証
- 遺族年金、障害者年金などの非課税年金の収入金額のわかるもの（受給している方）
- 障がいの程度を証明するもの。
 - ① 重度の身体障がいのある方・・・身体障害者手帳
 - ② 重度の知的障がいのある方・・・療育手帳
 - ③ 重度の精神障がいがある方・・・精神障害者保健福祉手帳
 - ④ ねたきりの方・・・医師の診断書・民生委員の意見書（様式第 15 号）
または、要介護5の介護保険証の写し
 - ⑤ 身体障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
・・・身体障害者手帳、療育手帳及び福祉医療費助成認定判定書（様式第 16 号）
 - ⑥ 身体障がいと精神障がい重複し重度と認められる方
・・・身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳
 - ⑦ 精神障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
・・・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び福祉医療費助成認定判定書
- 申請者及び同一世帯の方のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- 手続きに来られる方の身元確認書類
・・・運転免許証など官公署等から発行された顔写真付きの証明書等

医療費の自己負担額

原則 1割負担で、負担区分による限度額があります。

※院外処方の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）、療養費（医師の診断書が必要）などの自己負担はありません。

負担区分と負担限度額（1医療機関1ヶ月あたり）

負担区分	負担限度額	
	入院	通院
住民税課税世帯	20,000円	6,000円
住民税非課税世帯	2,000円	1,000円
20歳未満（申請・更新時）	2,000円	1,000円

福祉医療証（資格証）の使い方

（1）県内

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口に、健康保険証（後期高齢者医療証）と福祉医療証（資格証）を提示してください。その他にも各種医療制度の医療証などをお持ちの方は、合わせて提示してください。

(2) 県外

県外の医療機関では、原則、福祉医療証（資格証）が使いません。

一度、健康保険（後期高齢者医療証）やその他の医療制度の医療証など（お持ちの方）で医療費をお支払いいただき、福祉医療証（資格証）との差額は還付請求してください。

※ 福祉医療証（資格証）の提示漏れなどによる福祉医療証（資格証）との差額がある場合も還付請求してください。

※ なお、鳥取県・山口県・広島県の医療機関の一部では、福祉医療証（資格証）が使えます。詳しくは、松江市ホームページをご覧ください。

届出が必要なとき

次のようなときは必ず届出をしてください。届出には（ ）のものがが必要です。

- ① 住所氏名が変わったとき（福祉医療証）
- ② 加入している健康保険が変わったとき（健康保険証、福祉医療証）
- ③ 後期高齢者医療証の交付を受けたとき（後期高齢者医療証、福祉医療証）
- ④ 紛失などにより医療証の再交付を受けるとき（健康保険証）
- ⑤ 転出などにより受給資格を喪失したとき（福祉医療証）
- ⑥ 交通事故にあったとき（福祉医療証）

※ 世帯構成に変更があった場合、届出により負担限度額が変更になる場合があります。その際にご相談ください。

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から2年以内です。請求の際は、次のものをお持ちください。

- ① 領収証（受診者氏名、受診期間、保険診療点数、自己負担額、領収印の記載等があるもの。）

※健康保険からの附加給付がある場合は、支給明細などの給付額が分かるものも必要

- ② 通帳・カードなどの振込先のわかるもの
- ③ 福祉医療証（資格証）
- ④ 健康保険証（後期高齢者医療証）
- ⑤ 診断書（治療用装具の場合のみ）

高額療養費支給申請書の提出について

入院などで医療費が高額になった場合に、医療保険が負担する高額療養費を福祉医療が肩代わり負担することがあります。

このときは、健康保険に肩代わり分を請求するために高額療養費支給申請書の提出をお願いすることがあります。指定箇所に押印のうえ、すみやかに提出をお願いいたします。

後期高齢者医療に加入される方は、加入時に提出いただくと以後の提出は不要です。

重度の障がい者の所得制限について

20歳以上の方（交付・更新時）には、所得制限があります（本人所得のみ）。

このため、交付更新時から次の更新時（翌年の6月30日）までの間は、福祉医療証（資格証）の交付を受けることができない場合があります。

(1) 所得制限の基準額

扶養親族等の数	所得制限基準額 (総所得等-控除)
0人	3,604千円
1人	3,984千円
2人	4,364千円
3人	4,744千円
4人	5,124千円

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき10万円を加算
- ② 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族 1人につき25万円を加算

以下、扶養親族が1人増えるごとに制限額が38万円ずつあがります。

※ 扶養親族には、年少扶養親族（16歳未満）も含まれます。

(2) 所得の範囲

① 総所得

遺族年金や障害者年金などの非課税年金も、課税年金と合わせて年金収入とみなします。

また、その収入金額を65歳未満の公的年金の所得換算式で所得に換算します。

年金収入額と所得換算式

年金収入額	60万円未満	60万円超 130万円未満	130万円超 410万円未満	410万円超 770万円未満	770万円超
所得換算式	0	年金収入額 -60万円	年金収入額×0.75 -27.5万円	年金収入額×0.85 -68.5万円	年金収入額×0.95 -145.5万円

※ただし、給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合計から最大10万円が控除されます。

- ② 土地等の譲渡等に係る事業所得等の金額
- ③ 土地建物等の短期譲渡所得の金額
- ④ 土地建物等の長期譲渡所得の金額
- ⑤ 退職所得
- ⑥ 山林所得
- ⑦ 商品先物取引に係る雑所得等の金額

(3) 控除の範囲

所得制限に該当するか否かは、「(2)の①から⑥の総所得等から、次の控除を差し引いたもの」を

(1)の所得制限の基準額に照らして判定します

控除項目	控除額
雑損控除	その額
医療費控除	その額
小規模企業共済等掛金控除	その額
社会保険料控除	その額
配偶者特別控除	その額

控除項目		控除額
扶養控除対象配偶者及び扶養親族	障害者	1人 27万円
	特別障害者	1人 40万円
本人	ひとり親	35万円
	寡婦	27万円
	勤労学生	27万円
その他	肉用牛の売却による農業所得で税の免除を受けている場合	免除に係る所得額
	開墾地等の農業所得の免除を受けた場合	その額